

2.3.22
805

磐城炭礦労働争議の経過眞相

昭和二年一月廿六日

磐城炭礦鑛業所概況

内郷、町田、上層、高坂、住吉、綾、小野田、長倉、千代田、重内、十坑
組合員、内郷、小野田方面全坑七千の従業者を通じ約三四百名)
労働者、總數、一万、一ヶ月採炭量十二萬噸

今回の當鑛業所小野田、長倉、綾、高坂、各坑に於ける鑛夫、
部の紛擾事件は全くある種野心家の誤れる策動に基き日本鑛夫
組合員、内郷、小野田方面全坑七千の従業者を通じ約三四百名)
が之に雷同したものでその提出したる要求條件なるものも勿論
多數從業者衷心の叫びにもあらず提出者自身の眞の叫びにもあ
らざることは一度提出し會社より回答済になりたる要求條件を
數日ならずして修正の申込をなしたる一事に従事するも明かであ
る彼等の常套手段たるあらゆる流言蜚語更に進んでは脅迫的
め一時入坑坑夫數の減少を見たるも町田、内郷、上層、千代田
重内各坑の鑛夫は微動だませず會社の立場に大なる諒解を以て
終始したることは實に喜びに堪へざることであつた。

外來の職業爭議者流シ一部鑛夫が現下の會社經濟上から見て無
理と思はる要求を飽くまでも貰かむとしたるにより會社は事實
上此の要求を容るゝことは能はざる爲に二十數日に亘り戦ふの
止むなきに到つたのである是獨り當會社のみの問題にあらず常
磐炭石日本全炭礦共通の問題と思惟したが爲である。

(1) 疑心暗鬼を生ず

大正十五年八月鑛夫組合の支部が設置され組合員も相當多
數にのぼつたので何かの機會を見てストライキをやつて見
たいといふ氣心があつたところへ會社で組合の幹部を敵首
するであらうといふ疑心暗鬼から山代問題をきづかけに此
の爭議が起つたもので之が最も主要な原因と認められる。

(2) 小野田坑飯場頭山代吉宗の解職

これは此の爭議の直接の原因と見られて居るが會社として
は同人の解雇断行までには彼の社會的に見て穩かでない言
動及會社に對する不誠實極まる度々の行爲について幾度も
忠告を與へ反省も促した結果同人も立派に前非を改めるこ
とを誓ひ自署した誓書を會社に納れたに拘らずその誓書を
全然裏切る行動を繰返して止まないので萬止むを得ず遂に
解雇したもので特に相當の手當金も支給しななど出來得る
だけの情理を盡したこととは一般の等しく首肯して居る所で
ある。

(3) 鑛夫組合磐城支部幹部の野心

昨年八月鑛夫組合磐城支部設置されたがその前後幹部は加
盟者募集の手段として加盟後は必ず賃金並上げ、時間短縮
手當増額等を實現してやると誰でも飛びつきそうな誘惑を
試みたので一部の人々が加盟するに至つたがこれら豫約
は幾月を経るも履行されず全く不渡りに終らんとしたので
幹部に對する不信の聲漸く噴しくなつてきため幹部は
ここで何とかせねば支部は瓦塙の慘を見る運命に陥るので
袖手崩壊を待つよりはといふ考に萬一を備備したいといふ
思惑も手傳つて今回の一舉に出でたものであると思はれる。
(4) 傍系的一因

猶別に傍系的一因とも見るべきは鑛夫組合磐城支部は豫
組合本部の幹部が支部を喰ひ物にする傾向がある故磐城炭
礦支部はせめて本部の制肘を受けない様に獨立しやうとい
ふ様な考から自然組合本部と意思疎通を缺くに至り折柄皆
て政治研究會當時より提携を續け來つた山代誠首の問題が
起り見殺しも出來ず自分の配下の地盤を提供して起つたこ
見るべき節もある。

一一、經過

組合側では東京本部及各地友誼團体の應援の下に愈罷業を斷行
するに決し先づ左記要求書を一月二十六日會社に提出したが皮
相淺薄何處を檢討するも労働者の聲は反映されて居ないのであ
つた。

要 求 書 内 容

磐城炭礦從業員 代表者五名各署名
初め右要求書には「全山代議團」なる名稱を附したるも
實に隔絶する假稱なるを以て之を「從業者」に改むるこ
の趣旨により從業者以外の者は代表と認むる能はず、但
者中從業者にあらざる者こそ雖も希望なれば單に立會に限
許すべし、立會代表兩者とも適當に人員を制限すること
にしては免まざる態度を以て交渉する考なるを以
て彼等に要求書提出と前後して流言蜚語を放ちあらゆる悪
意の從業者の心胸攪亂に努め事態漸く惡化したので遂に
記者諸氏の立會を希望するこの五條件を提示したるに
よりの注意もあり會社幹部關係職員磐炭會員出勤して警戒
全部之を承諾し要求書に記した「全山代議團」を「從業
改め上出し放しの儘何等の説明も加へず意見も陳べず
た。

彼等に要求書提出と前後して流言蜚語を放ちあらゆる悪
意の從業者の心胸攪亂に努め事態漸く惡化したので遂に
記者諸氏の立會を希望するこの五條件を提示したるに
の如き回答を與へた

會社では二十八日代表者從業員九名が面會を求めるに
の如き回答を與へた
第一 山代、佐々木、栗谷三名復職ノ件ハ山代、佐々
名ノ復職ハ遺憾ナガラ出來ナイ栗谷君ハ本人自身
出頭シ會社ト選族扶助料ノ件ニツキ争フ事ヲ斷念
誠心誠意懇クト云フ申出ヲスレバ會社ニ於テ考慮
第二 賃金ノ値上がり

第三 勞働時間ノ短縮

第五 飢餓制度並組長制度ノ徹底的改善

第六 鶴燒貨安全燈料ノ會社負担

第十 長屋ノ改善

第十四 筋闇點呼ノ場合日給及旅費ノ支給

右に就ては日本全國の炭礦は今最も非況のどん底にあり
としても現今經濟状態では到底出來ない。

第十一 全從業員及其家族ノ醫藥無料

第十三 諸候偏召集ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及
給

第十四 筋闇點呼ノ場合日給及旅費ノ支給

右に就ては日本全國の炭礦は今最も非況のどん底にあり
としても現今經濟状態では到底出來ない。

第十五 坑内外作業設備ノ改善

右の二つは豫て磐炭會より之と同じ要求が出て居るがま
してゐないから磐炭會に回答する迄保留したい。

第七 坑内外作業設備ノ改善

此の四つは會社で從來も充分研究して誠意を以つてその改
善につて居ることでもあり此後は尙二層調査研究の上改善に
折る。

第八 白米ノ改善

第九 衛生設備ノ改善

第十 従業者ノ不親切ナル行爲ノ改善

此の四つは會社で從來も充分研究して誠意を以つてその改
善につて居ることでもあり此後は尙二層調査研究の上改善に
折る。

「組合側では今回の紛擾は第一名分を欠き殆んど失敗に
いたるものである。」

といふ話があつた會社では慎重熟議の結果調停者が現れたが然し非公式

表面的であつた當時其の調停者から

「組合側では今回の紛擾は第一名分を欠き殆んど失敗に
いたるものである。」

といふ話があつた會社では慎重熟議の結果調停者に對す
思ひ御大葬前でもあり涙をのんで一任したのであるが之は
に至らなかつた。

一月三十一日再び先の調停者より話が有りその條件を以て
紛擾の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給

の三項の話がついて二月一日面會する事になつた。

二月一日調停者立會の下に會社從業員三千名と組合側幹部は意外にも突
高架爾氏を加へた五名と見合した所組合幹部は意外にも突

の要求條件の改訂を提案しその理由として誰にも過ちはあ
に過ちを改ひるに單に勿れに至りて曲言した。